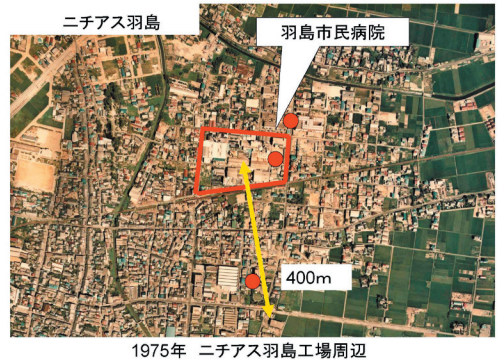
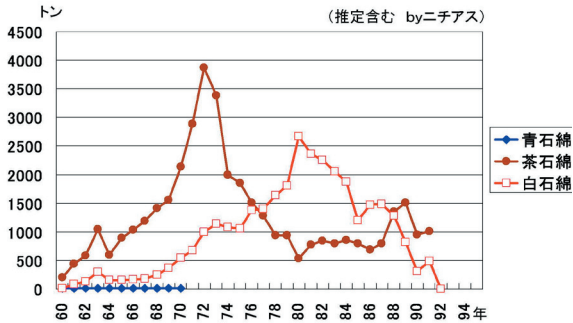


ニチアス羽島工場 石綿別使用量



働行為救済申し立てを行い、まもなく審査がはじまろうとしている。

### ● ニチアス羽島

岐阜県羽島市のニチアス羽島工場では、周辺住民健診によって87名の有所見者が確認されている。

クボタ・ショック後の秋に当初の健診で有所見者とされた方たちが「アスベストに関する地域住民の会」を結成し、今日までに活動を続けている。健診地域の拡大を実現、中皮腫など被害者の支援も行っている。患者と家族の会奈良支部は当初から住民の会と連絡をとり、情報交換をはじめ様々な面で協力を進めている。

ニチアス各工場、竜田工業の石綿取扱期間は、別表のとおりである。羽島工場の石綿別取扱量は、ニチアスによれば次のとおりで、茶石綿の使用が特徴的といえる。

住民健診での有所見者は、奈良県を上回っているが、これは、工場周辺の居住状況などによるものかもしれない。

羽島工場周辺では私たちの知る限りで、中皮腫死亡3名、療

養中2名が確認されている。至近距離にある羽島市民病院に在職した元看護師が中皮腫を発症していることがマスコミ報道されている。

周囲への石綿飛散は、周辺住民に多数の有所見者が確認されていることから明らかであり、中皮腫の原因は羽島工場からの石綿しか考えられない。

王寺、斑鳩、羽島でニチアスの石綿被害の責任を問う取り組

みが進んでおり、元労働者、住民、元住民と異なる立場の被害者が連携し、ニチアスに対していくことが重要になるなかで、安全センターもその役割を果たしていきたいと考えている。

そして、原因企業や地域を超えたすべての被害者の連帯が石綿問題の今後にとって、最も重要な課題なのである。



(関西労働者安全センター)

## 親会社社員と同一の補償 神奈川●子会社労働者の石綿肺がん

故宇佐美興郎さんは、若い頃、日本リンペット工事(すでに解散)で約6年間、石綿吹き付け作業に従事した。その後はアスベスト曝露の考えられない職場で定年まで勤め、2004年に64歳で肺がんで亡くなられた。

2年後のクボタ・ショック報道をきっかけに、妻の紀子さんはアスベストセンターに相談。専門医に

レントゲン写真を診てもらい、夫が「明らかな石綿肺」であったことを知って、労災申請を行い、2006年9月に業務上認定された。

紀子さんは、よこはまシティユニオンに加入し、リンペットの親会社である日本バルカー工業(本社:新宿区、石綿製品製造)と団体交渉を開始。当初、会社は、リンペットとバルカーは別法人であ

り、バルカーに法的責任はないと主張した。

しかし、リンベツ本社はバルカー社内にあり、リンベツを作ったのも廃業させたのもバルカーであり、しかも、バルカーは社員だった被災者には相当額の補償を行っていた。粘り強く交渉した結果、バルカーは宇佐美さんに謝罪し、社員と同一の補償を行うなどの内容で、5月31日に



(神奈川労災職業病センター)

### ◆宇佐美紀子さん

会社は、バルカーとリンベツはまったく違う会社だと言いましたが、夫は「バルカーの工事に勤めていた」という認識でした。よい解決となり、故人にはっきりと報告できることが嬉しいです。ユニオンに感謝しています。今までの心のつかえが取れました。こういう思いをしましたので、これからもアスベストのことは忘れられません。落ち着いたら他の方のアスベスト裁判も傍聴したいと思っています。

ほんの2、3日は仕事の楽な倉庫に行かされたが、間もなくいつもの忙しい場所に戻された。労災にしてほしいと会社に頼んだところ、「労災にはしない。治療が必要なら会社で払う」と言われたので、1週間に一度鍼灸を受けた。

1か月もすると会社は、鍼灸の治療費の領収書を持っていても支払いをしてくれなくなった。肩が痛いまま仕事も休まず、治療費もかさみ困ってしまったAさんは、年明けにあらためて「労災にしてほしい」と会社に要望し、東京労働安全衛生センターに相談に来た。このときAさんの肩の状態は、捻挫の段階で十分に療養できないまま負担の大きい仕事を継続してきたがために、左肩部分に広く炎症が起り、治りづらくなってしまっていた。

センターとのやりとりで会社は、「うちは労災を使ったことはない。いつも会社が治療費を出して面倒をみている。治療費は払うのだから労災に出さなくてもよいではないか」と、妙な威張り方をして労災申請の手続をいやがった。しかし、治療費は出しても会社は休業した場合の補償までは出してくれない。Aさんが安心して休むことができず、症状を悪化させてしまうことにもつながる。会社には法律に則って被災労働者の希望に協力するよう求め、最終的に渋々ながらも協力を得ることができた。2月、Aさんは左肩捻挫、左肩関節周囲炎で亀戸労働基準監督署に療養補償請求し、4月業務上と認定された。

(東京労働安全衛生センター)

## ペルー人労働者の肩捻挫 東京●「労災は使ったことない」と言う会社

日系ペルー人労働者のAさんは、宅急便会社の倉庫で夜7時から翌朝7時まで、ベルトコンベアで流れてくる荷物を仕分けする作業を行っている。Aさんは、膝下丈のラインの前に立って、正面のラインの右から左に荷物が流れてくるなかから決められた番号の付いた荷物を選び出し、自分の左側に仕分けする。荷物の形状は段ボールのもの、木箱のもの、重さもごく軽いものから、50kg以上といった重たい物もめずらしくない。

昨年10月、職場に出勤し、コンベア前で荷物の仕分け作業をはじめた。仕事を始めて5時間余りした深夜0時30分頃、1.5m×1m×1mくらい重そうな木箱が流れてきた。Aさんは、箱を縛っている二重のナイロンのヒモに左手

で握って、箱を自分の左側へ引き寄せようとした。ところがそのとき下のローラーの滑りが悪く、ナイロンヒモが下から引っ張られるような具合になり、Aさんは、ヒモに滑り込ませた左手の指を締め付けられたままベルトの流れる左へと腕ごと・肩ごと、引きずられてしまった。姿勢が大きく崩れたAさんの左肩にぎりぎりっと激痛が走った。とっさに足で箱を蹴飛ばし、必死に左手を抜き取ったものの、左肩の痛みはやまなかった。

朝になり会社に相談すると、病院に行きなさいと言われたので、亀戸ひまわり診療所に受診し整形外科にかかった。Aさんは「左肩捻挫」と診断され、仕事の負担を減すように医師にアドバイスを受けた。会社に伝えると、